

東郷町立図書館運営業務の指定管理者制度導入について

答 申 書

平成 24 年 2 月 23 日

東郷町立図書館協議会

平成 24 年 2 月 23 日

東郷町立図書館
館長 近 藤 美 子 様

東郷町立図書館協議会
委員長 水 野 和 恵

東郷町立図書館運営業務への指定管理者制度の導入について（答申）

平成 23 年 11 月 24 日付けで図書館長から諮問のあった、東郷町立図書館運営業務への指定管理者制度の導入について、次のとおり答申します。

東郷町立図書館協議会
委員長 水 野 和 恵
副委員長 杉 原 智 子
委員 石 川 文 恵
委員 奥 村 敏 夫
委員 野々山 親
委員 鬼 頭 通 起
委員 近 藤 美 穂
委員 柘 植 三 良

はじめに

平成23年11月24日付けで、図書館長から「東郷町立図書館運営業務への指定管理者制度の導入について」の諮問が出された。

内容は、現在の財政状況では、新たな財源を確保することは困難であり、利用者へのサービス向上のためには現行の職務内容及び職員体制の見直しが必要であると同時に開館時間の延長を始めとしサービスの向上を図りたい。そのためには、指定管理者制度の導入について図書館協議会の意見を求める内容であった。

図書館協議会は、平成21年頃から約3年間にわたって、図書館の役割と指定管理者制度について検討し、平成23年1月には指定管理者制度導入済みの高浜市立図書館に視察にも行ってきた。このたび正式に図書館長より指定管理者制度の導入についての上記の諮問を受けたことで、今までの検討結果を報告する。

1 東郷町立図書館の現状と財政状況

東郷町立図書館は、昭和57年8月に複合施設としての町民会館3階にオープンし、その当時は、職員2名と臨時職員1名で対応しており、逐次増員して現在は職員2名と臨時職員8名で、利用者サービスの向上について、さまざまな工夫と努力を重ねてきた。また、町民の読書要求あるいは調査・研究等に応えるための資料の充実にも努め、加えて、お話し会やお楽しみ会など各種行事を実施して利用促進に取り組み、読書環境の向上と利用の拡大を図り、「暮らしに活かそうあなたの図書館」として定着し、「アットホームな図書館」として親しまれている。

しかし、平成20年10月から日進市が図書館を新築したため、当図書館の利用者の足が日進市立図書館へと向かい減少傾向が見受けられる。それに準じ貸出数の減少、お話し会などの幼児の数も減少傾向にある。また、町の財政状況が大変厳しい状況にあり、図書購入費が削減されたことも踏まえないといけない。

2 指定管理者制度導入の背景

近年少子高齢化や情報化社会の進展、産業構造の変化など社会状況の変化に伴い、生涯学習施設としての図書館に対する住民ニーズも多様化しており、新たな図書館機能の整備や図書館サービスの向上を図らなければならない。一方厳しい財政状況の中、新たな図書館サービスの提供は経費負担を伴い、限られた財源の中で、より効果的・効率的な図書館運営が求められている。

平成15年の地方自治法の改正により公の施設への指定管理者制度が創設された。この制度を本町図書館へ導入することにより、これら問題点を改善できないか検討してきた。

3 図書館の業務と役割

公立図書館は、図書を貸し出すだけの施設ではなく、多様な可能性を持っていること、地域行政や住民の自立的な判断を支える情報提供施設であること、資料提供により住民の読書を推進し、知的水準の向上を図るために不可欠の知的基盤であること、さらには、地域の文化・経済社会の発展を支える施設である。

4 制度導入後の業務のメリットとデメリット

(1) メリット

- ア 新たな学校支援や連携が実施しやすい。(学校の要望による学校図書室の活性化の検討や事業者による新たな提案)
- イ 民間のノウハウが活用でき、図書館サービスの向上が期待できる。
- ウ 柔軟な人員配置ができる。(繁忙期の人員は多く、閑散期は少なくななど)
- エ 窓口業務委託に比べて、指定管理者が業務の大部分を実施することにより業務内容の統一的な運営が可能になる。
- オ 開館日、開館時間の拡大が期待できる。
- カ 経費削減が期待できる。
- キ 図書館以外にも返却ポストの増設が期待できる。
- ク 宅配サービスなどのサービスが期待できる。
- ケ 職員研修の充実(接遇、レファレンス、個人情報研修など)など、民間のサービス精神に期待ができる。

(2) デメリット

数年で運営管理者が変わる可能性のある指定管理者制度では、業務の継続性が確保されない可能性がある。

5 まとめ

本協議会では、県内他市町における指定管理者制度の導入を行った図書館の視察や、この制度に関しての事例に基づく資料等により検討を重ねてきた。その結果、本町図書館へこの制度を導入すべきと判断した。

その理由として、前項4(1)で掲げたメリットの他、本町図書館の現状を見ると職員数又は臨時職員の増員は見込めないこと、正職員が2、3年で異動すること等、本町図書館へこの制度を導入することにより改善することが期待できる。

また、前項4(2)で掲げたデメリットについては、次のとおり考える。

指定管理者は、当初3年から5年程度の指定期間ではあるものの、次の選定時には、図書館の要求水準に沿った提案書を提示してくることや引継ぎについても協定書に盛り込むことにより繋がっていくと思われる。また、町との連絡調整会を定例的に開催することにより業務の継続性は確保できると考える。